

札幌市アイヌ施策推進委員会傍聴要領運用指針

1 第2条関係（傍聴人の制限）

- (1) 傍聴人数を制限するときは、傍聴定員を事前に公表するものとする。
- (2) 傍聴希望者の受付は、委員会の開始 30 分前から開始時間まで議場前で行い、定員に達するまで先着順により傍聴人として決定するものとする。
- (3) 報道機関は、傍聴定員の外とするものとする。

2 第4条関係（傍聴人の守るべき事項）

傍聴人は、議場において写真撮影、録画等をしてはならない。ただし、報道機関が写真撮影、録画等を行う場合は、事前に申し出をし、委員会の会議の冒頭にのみ行うことができるものとする。

附 則

この指針は、令和2年9月11日から施行する。